

令和元年 10 月介護報酬改定対応 バージョンアップ前の注意・制限事項について



令和元年 10 月の介護報酬改定等に伴うバージョンアップが完了するまでの間、システム運用において注意・制限事項があります。

以下の注意・制限事項を必ずご確認ください。

注意



令和元年 10 月以降の**利用票・提供票**や**サービス計画**を、改定後の単位数・限度額で作成する場合は、9 月下旬のバージョンアップ後に作成してください。

対象サービス | 居宅介護支援

現バージョンでは、報酬改定後の内容による「令和元年 10 月以降」の利用票・提供票や居宅サービス計画、予防サービス計画は作成できません。

！ バージョンアップ前に作成した場合、利用票・提供票等の単位数や金額は、改定前の内容で計算・出力されます。

<バージョンアップ前に 10 月分の利用票・提供票を作成する場合の注意点>

■ 10 月分の帳票をバージョンアップ前に出力・配布する場合は、誠に恐れ入りますが、改定前の内容で作成されている暫定版である旨を添えて配布いただくことをお勧めします。

【対象帳票】 利用票・別表 / 提供票・別表

■ バージョンアップ後に以下のシステム操作を行う必要があります。あらかじめご了承ください。

- ・バージョンアップ前に登録した 10 月分の利用票・提供票の見直し、登録。
- ・バージョンアップ前に出力した帳票の再出力。

注意



令和元年 10 月以降の**予定・実績**を、改定後の単位数・限度額で作成する場合は、9 月下旬のバージョンアップ後に作成してください。

対象サービス | 訪問介護・通所介護

現バージョンでは、報酬改定後の内容による「令和元年 10 月以降」の予定・実績は作成できません。

！ バージョンアップ前に作成した場合、予定・実績の単位数や金額は、改定前の内容で計算・出力されます。

<バージョンアップ前に 10 月分の予定・実績を作成する場合の注意点>

バージョンアップ後には、バージョンアップ前に登録した 10 月分の予定・実績の見直し、登録を行う必要があります。あらかじめご了承ください。

注意



令和元年10月以降の**区分支給限度額**は、9月下旬のバージョンアップ後に設定してください。

対象サービス | すべて ※保険者独自の区分支給限度額を設定している場合

バージョンアップ時、10月以降の区分支給限度額として、全国基準の単位数が自動設定されます。保険者独自の区分支給限度基準額が設けられている場合、バージョンアップ後に[利用者情報]－[介護保険]画面の「区分支給限度額」の見直し・修正を行ってください。

※バージョンアップ時、10月以降の区分支給限度額として、全国基準の単位数が自動設定されます。

制限



総合事業 A2、A6 において、令和元年10月以降適用のサービスコード（**単位数表マスタ CSV**）は、9月下旬のバージョンアップ後に登録してください。

対象サービス | すべて

現バージョンで新加算「介護職員等特定処遇改善加算」を含む10月以降適用のサービスコード（単位数表マスタ CSV）を取り込もうとすると、エラーになり取り込めません。

※A3、A4、A7、A8 以降の各サービスは、バージョンアップ前に登録しても差し支えありません。

制限



令和元年10月以降の**介護報酬請求**の処理は9月下旬のバージョンアップ後に行ってください。

対象サービス | すべて

10月以降提供分の介護報酬請求について、介護給付費明細書の作成や請求 CSV ファイル作成などの処理は、9月下旬のバージョンアップ後に行ってください。

制限



令和元年10月以降の**利用料請求**の処理は9月下旬のバージョンアップ後に行ってください。

対象サービス | 訪問介護・通所介護

10月以降提供分の利用料請求について、利用料請求書作成や発行などの処理は、9月下旬のバージョンアップ後に行ってください。